

株式会社 まご心  
ケアプランサービスまごの手  
(契約書別紙 兼 重要事項説明書)

## 1 指定居宅介護支援サービスの概要

### (1) 提供できる地域等

事業所名	ケアプランサービスまごの手
所在地	青森市沖館5丁目8-5
電話番号	017-762-7920
FAX番号	017-763-4721
介護事業所番号	0270104763
サービスを提供できる地域	青森市全域・平内町・蓬田村・外ヶ浜町

### (2) 当事業所の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	兼務の別	合計
管理者	主任介護支援専門員	1名		有	1名
介護支援専門員	介護支援専門員(主任1)	4名		無	4名
計		5名	0名		5名

### (3) サービスの提供時間帯

平日	午前8時～午後5時
祝日	午前8時～午後5時
休業日	日曜日、8月13～15日、12月31日～1月3日

※緊急連絡先 080-3317-5766 (電話等により24時間連絡可能)

## 2 当事業所の居宅介護支援の特徴等

### (1) 運営の方針

- ①事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- ②事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の移行を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- ③事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類または、特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- ④事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

### (2) 居宅介護支援の実施概要等

- ① お客様及びご家族様と面談して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を提供し、お客様にサービスを選択していただきます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

- ④ 指定居宅サービス等について保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、サービスの種類、内容、利用料等について説明し、お客様から書面による同意を受けます。
- ⑤ その他居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。
- ⑥ 少なくとも1月に1回は利用者と面談を行いモニタリング結果に記録します。テレビ電話装置等を活用して面談を行う場合には文章により、利用者の同意を得ます。主治医、担当者その他の関係者から合意を得て行います。(2月に1回以上)
- ⑦ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。事業者の選定に当たっては不当に偏ることがないように複数紹介し、中立公平に行います。
- ⑧ お客様の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化に応じて居宅サービス計画変更等、必要な対応をします。また、当該事業所を位置付けた理由を求められた場合は、必要な説明を行います。
- ⑨ お客様が介護保険指定施設への入院または入所を希望された場合、お客様に介護保険施設の紹介その他の支援をいたします。
- ⑩ お客様が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とお客様双方の合意をもって居宅サービス計画の変更をいたします。
- ⑪ 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護(地域密着型通所介護を含む)、福祉用具貸与の利用状況を説明し、お客様から書面による同意を受けます。\*別紙参照

(3) サービス利用のために

事 項	備 考
介護支援専門員	変更を希望される方はお申し出ください
調査(課題把握)の方法	全国社会福祉協議会方式を使用します
介護支援専門員への研修の実施	年2回 継続研修を実施しています
その他	「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力します。

### 3 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。

居宅介護 支援費	要介護1・2	10,860円 / 月	ケアマネージャー1人あたりの取扱件数が45人未満の場合。
	要介護3～5	14,110円 / 月	同上
初回加算		3,000円 / 月	新規に居宅サービス計画を作製する場合。要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合。要介護状態区分が2以上変更されたときに居宅サービス計画を作成する場合。
特定事業所加算Ⅱ		4,210円 / 月	質の高いマネジメントを実施している事業所として、人材の確保や、サービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、当事業所が厚生労働大臣の定める基準に適合する場合。
特定事業所医療介護連携加算		1,250円 / 月	前年度の3月から前年度の2月までの間にターミナルマネジメント加算を15回以上算定した場合。
入院時情報連携加算(I)		2,500円(入院した当日 / 月)	当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報を提供を行った場合。(1月に1回を限度に算定)

入院時情報連携加算 (Ⅱ)	2,000円(入院した翌日または翌々日/月)	当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報を提供した場合。 (1月に1回を限度に算定)
退院・退所加算：連携1回	4,500円(カンファレンス参加無)	病院・診療所の入院者または地域密着型介護老人福祉施設・介護保険施設の入所者が退院・退所し、居宅・地域密着型サービスを利用する場合、当該病院、施設等の職員と面談を行い、利用者に対する必要な情報提供を受けたいうで、ケアプランを作成し、居宅・地域密着型サービス利用開始月に調整を行う場合。
	6,000円(カンファレンス参加有)	
退院・退所加算：連携2回	6,000円(カンファレンス参加無)	
	7,500円(カンファレンス参加有)	
退院・退所加算：連携3回	9,000円(カンファレンス参加有)	
通院時情報連携加算	500円/月	利用者が医師または歯科医師の診療を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活等の必要な情報を得た上で、居宅サービス計画書に記録した場合(一人につき1月に1回を限度に算定)
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円(月2回を限度)	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員とともに利用者様の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円/月	終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又は家族の意向を把握したうえで、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた事業者に提供した場合。

## (2) 交通費

青森市内にお住まいの方は無料です。

実施地域以外にお住まいの方に行く居宅介護支援に要した交通費は、実施地域を越えた地点から1キロメートル増すごとに100円。公共交通機関を利用した場合は、実費相当額となります。

## 4 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

### (2) サービスの終了

#### ア お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くださればいつでも解約できます。

#### イ 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事業により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1か月前までに文書で通知するとともに、他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

#### ウ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、要支援・非該当(自立)と認定された場合

#### エ その他

- ・お客様やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難い

ほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

## 5 サービス内容に関する苦情

### (1) 当事業所のお客様相談・苦情窓口

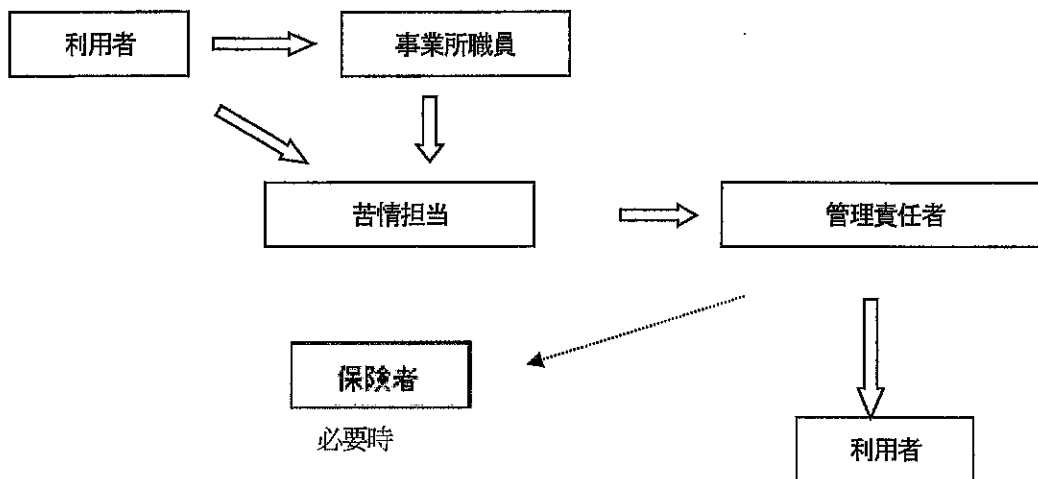
担当者 大山 由紀子

電話 017-762-7920 FAX 017-763-4721

受付時間 午前8時～午後5時（休業日は除く）

### (2) 苦情処理体制

苦情処理フロー



### (3) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

ア 青森市介護保険課

017-734-5257 (直通)

イ 青森県国民健康保険団体連合会 (苦情処理委員会)

017-723-1301 (直通)

## 6 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

## 7 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。(当事業所は東京海上日動火災保険株式会社と損害賠償保険契約を結んでおります。)

## 8 秘密の保持について

(1) 当該事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。

- (2) 当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (3) 当該事業者では、お客様の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でお客様又はご家族の個人情報を用います。

## 9 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。
- (2) 虐待の発生、またはその再発を防止するための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護している者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通知します。

虐待防止に関する担当者 代表取締役： 大山 由紀子

サービスの提供に先立って、上記のとおり説明いたします。

令和 年 月 日

### 事業所

所在地 青森市沖館5丁目8-5  
名称 ケアプランサービスまごの手  
管理者 若木 育子

説明者氏名

印

上記の内容について説明を受け、同意いたします。また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意いたします。

上記契約の証として、本契約書を2通作成し、利用者及び事業者記名押印のうえ、それぞれ1通ずつを保有します。

利用者 住所

氏名

印

代理人（続柄 ）

住所

氏名

印